

令和2年度第1回長久手市景観審議会 議事録

議 事 概 要	
会議の名称	令和2年度第1回長久手市景観審議会
開催日時	令和3年3月11日(木)午後3時00分～午後4時00分
開催場所	長久手市役所西庁舎3階研修室
出席委員	【学識経験のある者】 伊藤孝紀、水津功、武田美恵、船橋仁奈 【市長が適任と認める者】 國村恵子 【各種団体】 伊藤広治、田中美貴 【公募市民】 大和田春樹、樋口豊
欠席委員	酒井賀津子、川本達志
事務局出席者	【事務局】 建設部長 水野泰、建設部次長兼都市計画課長 川本保則、 同課建築係長 山崎暢之、同課主任 佐竹晃
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	第1号 景観審議会の運営に関する事項 第2号 報告事項
問 合 先	長久手市建設部都市計画課 内線324

議 事

1 開会

司会

ただいまから、令和2年度第1回長久手市景観審議会を開催いたします。私は、本日の司会を担当させていただきます建設部都市計画課の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

2 挨拶

それでは、開会に先立ちまして、建設部部長の水野よりご挨拶申し上げます。

【建設部長挨拶】

司会

まず、始めにお手元の資料を確認させていただきます。委嘱状、本日の次

第、長久手市景観審議会委員名簿及び配席表、令和2年度第1回長久手市景観審議会議案書、最後に参考資料でございます。以上になりますが、お揃いでしょうか。資料の不足・不備がありましたら、係の者が伺いますので、挙手をお願いします。

それでは、続きまして、委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

【委員紹介】

それでは、続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局紹介】

本日は、第1回目の審議会でございますので、まずは、景観審議会の設置目的等を説明します。本審議会は、長久手市景観条例第20条に基づき、景観まちづくりに関し必要な事項を調査審議するための審議会として設置をし、所掌事務としては同条例第21条に基づき、市長の諮問に応じて、権限に属させられた事項並びに良好な景観の形成及び屋外広告物に関する事項の調査審議を行います。次に、本審議会の会長を選出いただきたいと存じます。

選出につきましては、長久手市景観条例第24条第1項で、「委員の互選により定める。」となっています。

どなたか、立候補もしくは推薦される方はいらっしゃいますか。

船橋委員

水津委員がよいかと思います。

司会

船橋委員から水津委員の推薦がありました。他にございますでしょうか。他にいらっしゃらないようなので、水津委員を会長に選出することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

事務局

ありがとうございます。それでは、水津委員、会長席に移動して頂けますでしょうか。

それでは、ただいま選出されました水津会長からご挨拶をお願いいたします。

【水津会長挨拶】

司会

ありがとうございました。

次に長久手市景観条例第24条第3項に、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」とありますので、会長職務代理の選出を会長から指名いただきますようお願いいたします。

議長

それでは会長職務代理として、武田委員を指名させていただきます。

司会

会長職務代理については、武田委員にお願いします。

それでは、水津会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

3 議案審議

議長

円滑な議案の審議、進行につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会の傍聴者はありませんでした。

それでは、審議に入りたいと思います。本日は、2つの議案について審議いただく予定です。第1号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局から第1号議案について説明】

議長

それでは、意見・質問があればお願いします。

【特に意見・質問なし】

議長

では、第1議案について原案の通り可決してご異議ありませんか。

各委員

異議なし

議長

ありがとうございました。異議ないものと認めます。第1号議案につきまして、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案について、事務局の説明をお願いします。

【事務局から第2号議案について説明】

議長

それでは、意見・質問があればお願いします。

伊藤孝紀委員

アドバイザー制度の実績が2件あったとのことだが、支障が無い程度で、どのような案件か教えてもらいたい。

事務局

1件は、個人住宅であり、植栽の配置計画等についてアドバイスをさせていただいた。もう1件は建物の増築であり、既に配置されている建物や近隣との調和についてアドバイスを行った。

議長

私が所属している大学でも今後、建物の建て替え等を予定しているため、今後、情報提供を行っていきたいと考えている。

私も名古屋市で景観のアドバイザーをしていたが、景観形成は一律決まっているものではないため、相談を受けたアドバイザーの方も悩むことがあると思う。そういった悩みについて、この審議会でさまざまな観点から議論させてもらえればよいと思う。

事務局

これまでの相談において、景観上、どのような樹種を植えることが望ましいかという問い合わせがあり、答えに窮したことがある。

議長

それについて、今すぐ答えを出すことはできないが、そういったこともこの審議会でも議論できればよいと思う。

他に意見もないようなので、本議案の質疑応答はこれで終了する。

その他については、事務局から特にないようですので、これで本日の審議事項は、全て終了します。進行を事務局に戻します。

事務局

皆様ご審議ありがとうございました。

次回以降の審議会の開催については、定期開催として、景観行政の取組等の報告を年に1度行う予定としております。また、随時開催するものとして、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の申請があった際や、勧告または命令を行う必要がある時、ランドマークとなる建物かの審議が必要な際などに行いますので、よろしく申し上げます。

以上で、令和2年度 第1回長久手市景観審議会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。